



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年11月28日火曜日 第1816号

◇ 目次 ◇

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	1005
告 示	
新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	1006
字の区域の変更（ " ）.....	1007
新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	1007
字の区域の変更（ " ）.....	1007
新たに生じた土地の確認（宇和島市）.....	1007
字の区域の変更（ " ）.....	1007
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1007
開発行為に関する工事の完了.....	1007
公 告	
土地（建付地）の売払い（2件）.....	1008

監査公表

総務管理課、人事課、財政課、税務課、市町振興課、私学文書課、行政システム改革課、企画調整課、交通対策課、統計課、情報政策課、秘書課、広報広聴課、県民生活課、消防防災安全課、男女参画課、県民活動推進課、人権対策課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、保健福祉課、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障害福祉課、長寿介護課、産業政策課、労務雇用課、産業創出課、経営支援課、観光交流課、国際交流課、農政課、農業経済課、農地整備課、農業経営課、農産園芸課、畜産課、林業政策課、森林整備課、漁政課、水産課、漁港課、土木管理課、用地課、河川課、水資源対策課、港湾海岸課、砂防課、道路建設課、道路維持課、都市計画課、都市整備課、建築住宅課、出納事務局、人事委員会事務局、議会事務局、監査事務局、教育総務課、生涯学習課、義務教育課、高校教育課、人権教育課、障害児教育課、文化振興課、文化財保護課、保健スポーツ課、労働委員会事務局、警察本部.....1010

規 則

○愛媛県規則第61号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入校手続）</p> <p>第2条 専門校に、訓練生として入校を希望する者は、校長の定めるところにより、校長の指定する期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。ただし、校長が、その必要がないと認めるときは、<u>第2号</u>の写真を省略することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>（誓約書）</p> <p>第4条 前条の規定により入校を許可された者は、校長が指定する期日までに、保証人と連署した誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。ただし、普通職業訓練の短期課程及び第1条第2項の規定による普通課程の訓練科に入校する者については、この限りでない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>（修了）</p> <p>第5条 校長は、訓練生が所定の訓練課程を修了したときは、修了証書（様式第3号）を授与する。</p> <p>別表（第1条関係）</p>	<p>（入校手続）</p> <p>第2条 専門校に、訓練生として入校を希望する者は、校長の定めるところにより、校長の指定する期日までに次の書類を校長に提出しなければならない。ただし、校長が、その必要がないと認めるときは、<u>第3号</u>の写真を省略することができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>訓練期間が1年を超える訓練科を志望する者にあつては、健康診断書（様式第2号）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>（誓約書）</p> <p>第4条 前条の規定により入校を許可された者は、校長が指定する期日までに、保証人と連署した誓約書（様式第3号）を校長に提出しなければならない。ただし、普通職業訓練の短期課程及び第1条第2項の規定による普通課程の訓練科に入校する者については、この限りでない。</p> <p>2～5 省略</p> <p>（修了）</p> <p>第5条 校長は、訓練生が所定の訓練課程を修了したときは、修了証書（様式第4号）を授与する。</p> <p>別表（第1条関係）</p>

名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略					
愛媛県立今治高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略		
			ビジネスデザイン科	15人	1年
			設備エンジニア科	10人	2年
		短期課程	配管科	10人	1年
省略					

名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略					
愛媛県立今治高等技術専門学校	普通職業訓練	普通課程	省略		
			ビジネスデザイン科	15人	1年
		短期課程	配管科	20人	1年
省略					

様式第2号(第2条関係) 健康診断書

健康診断書					
氏名		生年月日	年月日 (満歳)	性別	男・女
現住所					
身長	cm	体重	kg		
視力	右	()	聴力	右	()
	左	()		左	()
胸部エックス線撮影(直接・間接)			年月日		
所見 ()					
血圧	mmHg	検尿	たん白糖		
既往歴					
自覚症状及び他覚症状の有無					
就学上の注意事項その他所見					
上記のとおり診断する。 年月日 所在地 病院又は施設の名称 医師氏名					

- 注1 性別欄については、該当するものを で囲むこと。
- 注2 血圧欄及び検尿欄は、35歳以上の者について記載すること。
- 注3 医師は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第2号 省略

様式第3号 省略

様式第3号 省略

様式第4号 省略

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1694号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市平浦1232の3、1232の5、1232の8、1256、1258の1、1259、1261の1、1262、1292の1から1292の3まで、1293の1、1293の3、1293の4、1295、1296の1、1311の2、1312の1、1312の2及び1314の地先	8,247.43

○愛媛県告示第1695号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
平浦	宇和島市平浦1232の3、1232の5、1232の8、1256、1258の1、1259、1261の1、1262、1292の1から1292の3まで、1293の1、1293の3、1293の4、1295、1296の1、1311の2、1312の1、1312の2及び1314の地先公有水面埋立地	8 247.43

○愛媛県告示第1696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
宇和島市蛤674の3、674の4、682、683、698の2、699の2、701、702、706の2、706の3、707の2、708の2及び711の3の地先	1 490.20
宇和島市蛤711の2、711の4、712、732から738まで、739の2、741の1、3002、3015、3016、3018、3019、3022、3023、3024の1、3024の2、3027の3、3027の4、3031、3031の2、3031の3、3032、3032の1、3032の2及び3035の地先	2,117.17

○愛媛県告示第1697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
蛤	宇和島市蛤674の3、674の4、682、683、698の2、699の2、701、702、706の2、706の3、707の2、708の2及び711の3の地先公有水面埋立地	1 490.20
	宇和島市蛤711の2、711の4、712、732から738まで、739の2、741の1、3002、3015、3016、3018、3019、3022、3023、3024の1、3024の2、3027の3、3027の4、3031、3031の2、3031の3、3032、3032の1、3032の2及び3035の地先公有水面埋立地	2,117.17

○愛媛県告示第1701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1698号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
宇和島市下波4976、4977、4983、4984、4985の2、4985の3、5207の1、5207の2、5374及び5376の地先	713.23
宇和島市下波4921から4924まで、4959の1、4960、4961、4962及び4976の地先	864.37
宇和島市下波5376、5377の1、5377の2、5378及び5379の地先	532.77

○愛媛県告示第1699号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区	面 積 (平方メートル)
下波	宇和島市下波4976、4977、4983、4984、4985の2、4985の3、5207の1、5207の2、5374及び5376の地先公有水面埋立地	713.23
	宇和島市下波4921から4924まで、4959の1、4960、4961、4962及び4976の地先公有水面埋立地	864.37
	宇和島市下波5376、5377の1、5377の2、5378及び5379の地先公有水面埋立地	532.77

○愛媛県告示第1700号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成18年11月28日から12月12日まで

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建(開)第41号 平成18年11月16日	伊予郡松前町大字上高柳字古屋敷596番	伊予郡松前町大字上高柳597番地の1 有限会社かむら 代表取締役 嘉 村 信 二

公 告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地(建付地)の売払い
- (2) 売り払う土地(建付地)の所在地、地目及び地積等

所在地	土 地		建 物		予定価格
	地 目	地 積	構 造	床 面 積	
西条市大町字鷹丸452番 6	宅 地	610.45㎡	コンクリートブロック造陸屋根2階外建	375.30㎡	10,248,000円
西条市大町字御船川523番 7	宅 地	57.35㎡			

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年1月15日(月)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成19年1月29日(月)午前11時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県西条市喜多川796番地の1
愛媛県西条地方局7階第1会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
松山市三番町六丁目7番9	宅 地	374.93m ²	コンクリートブロック 造陸屋根2階建	163.22m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成19年1月10日（水）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成19年1月24日（水）午前10時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

監 査 公 表

○公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成18年11月28日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
 同 玉井 実 雄
 同 竹田 祥 一
 同 白石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成18年11月2日
人 事 課	"
財 政 課	"
税 務 課	"
市 町 振 興 課	平成18年10月27日
私 学 文 書 課	平成18年10月20日
行 政 シ ス テ ム 改 革 課	平成18年10月27日
企 画 調 整 課	平成18年11月2日
交 通 対 策 課	平成18年10月17日
統 計 課	"
情 報 政 策 課	"
秘 書 課	平成18年11月2日
広 報 広 聴 課	平成18年10月13日
県 民 生 活 課	平成18年10月31日
消 防 防 災 安 全 課	平成18年10月11日
男 女 参 画 課	平成18年10月16日
県 民 活 動 推 進 課	"
人 権 対 策 課	"

環 境 政 策 課	平成18年10月11日
廃 棄 物 対 策 課	"
自 然 保 護 課	"
保 健 福 祉 課	平成18年10月31日
健 康 増 進 課	平成18年10月13日
薬 務 衛 生 課	"
子 育 て 支 援 課	平成18年10月31日
障 害 福 祉 課	平成18年10月20日
長 寿 介 護 課	平成18年10月17日
産 業 政 策 課	平成18年11月2日
労 政 雇 用 課	平成18年10月10日
産 業 創 出 課	平成18年10月31日
経 営 支 援 課	平成18年10月20日
観 光 交 流 課	平成18年10月10日
国 際 交 流 課	"
農 政 課	平成18年11月9日
農 業 経 済 課	平成18年10月20日
農 地 整 備 課	平成18年10月31日
農 業 経 営 課	"
農 産 園 芸 課	平成18年10月11日
畜 産 課	"
林 業 政 策 課	平成18年10月17日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	平成18年10月10日
水 産 課	"
漁 港 課	"
土 木 管 理 課	平成18年11月9日
用 地 課	平成18年10月13日

河 川 課	平成18年10月30日
水 資 源 対 策 課	"
港 湾 海 岸 課	平成18年10月13日
砂 防 課	"
道 路 建 設 課	平成18年10月30日
道 路 維 持 課	"
都 市 計 画 課	"
都 市 整 備 課	"
建 築 住 宅 課	平成18年10月20日
出 納 事 務 局	平成18年10月11日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成18年10月20日
議 会 事 務 局	平成18年10月10日
監 査 事 務 局	平成18年10月31日
教 育 総 務 課	平成18年10月27日
生 涯 学 習 課	"
義 務 教 育 課	平成18年10月16日
高 校 教 育 課	"
人 権 教 育 課	"
障 害 児 教 育 課	"
文 化 振 興 課	平成18年10月27日
文 化 財 保 護 課	"
保 健 ス ポ ー ツ 課	"
労 働 委 員 会 事 務 局	平成18年10月20日
警 察 本 部	平成18年11月9日

(監査の結果)

平成17年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の課において次の事項が認められた。

1 代執行費用徴収金については、早期収入に努力が望まれる。

調定年度	収入未済額(円)	備 考
17年度	62,834,999	
計	62,834,999	

(廃棄物対策課)

2 生活安定資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	72,060	58,305,760	58,377,820	
16年度	70,633,880	0	70,633,880	
差引増減	70,561,820	58,305,760	12,256,060	

(保健福祉課)

3 児童扶養手当返還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	1,750,170	27,073,360	28,823,530	

16年度	3,590,250	24,382,730	27,972,980	
差引増減	1,840,080	2,690,630	850,550	

(子育て支援課)

4 児童扶養手当の過誤払金については、納期限内の収入確保に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)	備 考
17年度	1,102,120	
16年度	392,520	
差引増減	709,600	

(子育て支援課)

5 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	18,392,023	100,043,853	118,435,876	
16年度	16,304,915	88,139,387	104,444,302	
差引増減	2,087,108	11,904,466	13,991,574	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	1,313,478	14,273,329	15,586,807	
16年度	920,428	14,189,284	15,109,712	
差引増減	393,050	84,045	477,095	

(子育て支援課)

6 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、施設共同化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	750,220,000	0	750,220,000	
16年度	0	3,877,835	3,877,835	
差引増減	750,220,000	3,877,835	746,342,165	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	0	9,322,779	9,322,779	
16年度	0	9,332,779	9,332,779	
差引増減	0	10,000	10,000	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	21,810,000	129,851,550	151,661,550	
16年度	27,631,000	104,907,549	132,538,549	
差引増減	5,821,000	24,944,001	19,123,001	

（設備近代化資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	0	34,088,998	34,088,998	
16年度	0	34,688,998	34,688,998	
差引増減	0	600,000	600,000	

（経営支援課）

7 中小企業振興資金特別会計における違約金（繊維工業構造改善資金貸付金償還金及び設備近代化資金貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
17年度	2,034,008	
13年度	18,230	
計	2,052,238	

（経営支援課）

8 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	1,055,000	22,563,044	23,618,044	
16年度	1,555,000	22,108,044	23,663,044	
差引増減	500,000	455,000	45,000	

（林業政策課）

9 林業改善資金特別会計における違約金（貸付金償還金に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
15年度	315,747	
16年度	212,646	
計	528,393	

（林業政策課）

10 県有林経営事業特別会計の執行状況については、県営林経営改善計画に基づいた経営改善の取組がなされた結果、単年度の歳入歳出差引歳入不足額は、前年度に比べて減少している。

しかしながら、歳入歳出差引歳入不足額は、昭和59年度以降、毎年度繰上充用の措置が講じられ、平成17年度決算では20億6,000万円余となっており、収支の不均衡が拡大していることから、今後とも健全な経営に向けて、より一層の努力が望まれる。（森林整備課）

11 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	1,150,000	0	1,150,000	
16年度	0	0	0	
差引増減	1,150,000	0	1,150,000	

（漁政課）

12 住宅貸付損害金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	3,441,012	18,088,257	21,529,269	
16年度	3,990,305	14,567,798	18,558,103	
差引増減	549,293	3,520,459	2,971,166	

（建築住宅課）

13 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	4,670,000	5,054,000	9,724,000	
16年度	3,982,000	3,953,000	7,935,000	
差引増減	688,000	1,101,000	1,789,000	

（教育総務課）

14 諸収入（給与の過払金）については、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	収入未済額（円）	備 考
14年度	520,085	
計	520,085	

（高校教育課）

15 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
17年度	46,497,351	108,574,527	155,071,878	
16年度	43,570,268	67,178,456	110,748,724	
差引増減	2,927,083	41,396,071	44,323,154	

（人権教育課）

16 公務中の警察車両による事故や警察車両運転者の不注意による自損事故が依然として多発しており、職員意識の高揚と事故防止対策の徹底に、より一層努められたい。（警察本部）